



5月
29日
金曜



官民連携 空き家対策イベント

イベント概要

「にいがた空き家管理活用サポーター制度」の趣旨共有と官民連携強化を目指します

開催詳細

令和8年5月29日（金）
15:00～17:00(開場14:45)
📍 自治会館講堂

プログラム

- (1) 「にいがた空き家管理活用サポーター制度」について
- (2) サポーターによる取組発表
- (3) サポーター、市町村、関係団体等との意見交換

お問合せ

新潟県土木部都市局都市政策課

📞 025-280-5855

✉️ ngt160010@pref.niigata.lg.jp

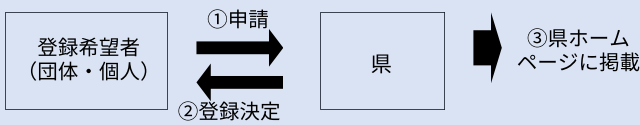
にいがた空き家管理活用サポーターとは

令和8年1月から、空き家の啓発、相談、流通、利活用、管理、除却などの取組を行うことができる団体及び個人を「にいがた空き家管理活用サポーター」として、県に登録する制度を創設。

所有者が売買、除却、活用、管理等の手続きを円滑に行えるように、相談窓口となるサポーターを「見える化」し、市町村の様々な空き家対策を支援。

(1) 登録の流れ (要綱第3条)

- ①登録希望者が県に登録申請書を提出
- ②県が内容を審査し登録決定通知等を行う
- ③登録決定後、県ホームページに掲載



(2) 登録できる団体・個人について (要綱第2条(3))

会社法による会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人等と法人格のない任意の団体又は個人で、以下の条件に合致するもの

- ア 県税に未納がない
- イ 県と市町村が取り組む空き家対策を理解し、連携できる
- ウ 空き家に関する業務について新潟県内で実績等がある等

にいがた空き家管理活用サポーター (想定)



(3) 募集期間

随時募集

(4) 登録申請について

電子申請、メール、郵送により申請可能

○県ホームページで登録者を公開

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/niigata-akiya-supporter-soudan.html>



○令和8年5月21日時点での登録状況 (49者)

不動産	28
コンサルティング (相談窓口)	8
建築士	7
建設業	2
司法書士	2
土地家屋調査士	1
行政書士	1

にいがた空き家管理活用サポーターに相談してみませんか

印刷 文字を大きくして印刷 ページ番号: 0812422 更新日: 2026年5月11日更新

県では、増加する空き家に対して適正な管理や有効活用を推進するため、地域の空き家対策を担う個人・団体を「にいがた空き家管理活用サポーター」(以下、「サポーター」という。)として県に登録する制度を創設しました。

長年放置している実家を相続することになり、

「何から始めればいいのか分からない・・・」

「売る？ 貸す？ 解体？ どう判断すればいいの？」

「誰に相談すればいいのか・・・」

といった困りごとに、空き家の状況を聞きながら、サポーターが相談を受け付けます。

サポーターに相談する

空き家に関する相談を、県に登録されたサポーターが受け付けています。
気になる分野のアイコンをクリックして、サポーターにご相談ください。
※相談料が発生するケースもありますので、事前にご確認願います。

